

かつ、この収入が働いている夫(又は、妻)の年収の1/2未満であることが必要
となってきます。

この2つの条件を2つとも満たさないと第3号被保険者には該当しないことになります。

★トピックス～第3号の注意点～

国民年金法による第2号被保険者の方は、同時に厚生年金被保険者、
共済組合員でもありますが、国民年金の第2号被保険者は、
原則65歳になると国民年金の資格を喪失します。

老齢基礎年金の受給要件(原則、保険料を納めた期間が300月以上)
を満たしている場合で、65歳以降も厚生年金や共済組合に加入している
場合でも、所得の額に関係なく65歳になれば老齢基礎年金を受け取ることが
出来るため、被保険者から年金受給者となるので資格を喪失させることにな
ります。

このような方の配偶者で、60歳未満の方は1号被保険者となりますので、
手続きをして国民年金保険料を自ら納める必要があります

~~~~~編集後記~~~~~

今年の夏は、厚かったですね。

でも、貧乏暇なしで、夏休みなしで、働かせていただき、  
(仕事は大好きですが)  
9月に入って、やっと1泊2日の、  
温泉旅行(宿泊は食事の美味しい、安くて清潔な民宿です)  
に行けることになりました！

嬉しい！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
